主対の原審判を取り消す。

本件を神戸家庭裁判所洲本支部に差し戻す。

理 由

本件抗告の要旨は、「抗告人の申立にかかる神戸家庭裁判所洲本支部昭和二七年(家)第七七号遺産分割申立事件について、同裁判所は、昭和三〇年一二月二六日附をもつて、共同相続人間において相続財産の範囲に争があるとの理由で、申立を却下する旨の審判をしたけれども、相続財産の範囲は明瞭であるから分割の審判をなすべきものである。仮りに、その範囲に争があり全遺産の分割の審判をすることができないとしても、争のない一部の遺産については分割の審判をなすべきである。よつて、原審判を取り消しさらに家事審判規則第一九条に基き相当の裁判を求めるため抗告に及ぶ。」というのである。

そうであるとすると、これと異る見解の下に遺産分割の申立を却下した原審判は その余の判断をするまでもなく不当であり取り消さるべぎであるので、家事審判規 則第一九条第一項に従い原裁判所に差し戻すこととし、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 吉村正道 裁判官 竹内貞次 裁判官 吉井参也)